

報道関係者 各位

令和8年9月17日

【照会先】

中央労働委員会事務局
第一部会担当審査総括室
審査官 筒井 督雄
(直通電話) 03-5403-2169

尼崎交通事業振興不当労働行為再審査事件 (令和7年(不再)第29号) 命令書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 山川隆一)は、令和8年9月16日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～組合員2名に対する懲戒処分が不当労働行為に該当しないとした事案～

組合員2名に対する懲戒処分は、これら2名によるパワーハラスメントに関して行われたものであって、組合員であること等の故をもってなされたものと認められず、また、組合を弱体化させるなどの意図に基づいてなされた処分とも認められないから、労働組合法第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に当たらない。

I 当事者

再審査申立人：①労働組合武庫川ユニオン(組合)(兵庫県尼崎市)
②X1組合員(X1)、③X2組合員(X2、X1と合わせてX1ら)
再審査被申立人：尼崎交通事業振興株式会社(会社)(兵庫県尼崎市)

II 事案の概要

- 1 本件は、X1らがパワーハラスメントに当たる言動をし、職場の風紀及び秩序を乱したとして、会社がX1に対して停職20日、X2に対して停職5日の懲戒処分(本件各懲戒処分)を行ったことが労働組合法(労組法)第7条第1号及び同条第3号の不当労働行為に当たるとして、兵庫県労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審兵庫県労委は、本件各懲戒処分が不当労働行為には当たらないとして、本件救済申立てを棄却する旨の初審命令書を交付したところ、組合及びX1らは、これを不服として、再審査を申し立てたものである。

III 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) X1らの言動が懲戒事由に該当するとした会社の判断の合理性について

本件各懲戒処分の対象となったX1らの複数の行為のうち、一部は懲戒事由に当たるとは評価できないが、その余の処分対象行為について懲戒事由に当たるとした会社の判断に不合理な点はないと認められる。

(2) 処分の必要性について

会社内でのX1らの立場や継続的かつ重大なパワーハラスメント言動があったことを考慮すると、会社においてX1らを懲戒処分の対象とする必要性がないとまではいえない。

(3) 手続の適正性について

会社は、本件各懲戒処分に先立ち、X 1 らに対して反論の機会を十分に与えていたといえるので、手続に相当性を欠いているとはいえない。

(4) 量定の相当性について

X 1 らは、いずれも会社の管理職であった上、職場におけるハラスメントの防止に関する規程の策定に関わっていったのであり、率先して職場におけるハラスメント防止方針を実現すべき立場にあったこと、職場において業務の遂行中に、複数回にわたって継続的に、部下の従業員を汚い言葉で罵倒してその人格を否定したり、業務上必要かつ相当とされる限度を超えて精神的に攻撃したりする発言を行い、会社内の風紀及び秩序を乱す行為に及んでいたこと、その発言も相当悪質であることなどを考慮すると、懲戒処分の相当性が欠けるとはいえない。

(5) 組合嫌悪意思について

労働組合間の対立が背景にあるとの組合らの主張を踏まえても、本件事実関係の下では、本件各懲戒処分が、会社の組合嫌悪意思や組合弱体化意図によりなされたものとは認められない。

(6) 結論

本件各懲戒処分は、X 1 らが組合の組合員であること等の故をもってなされたものと認めることができず、組合を弱体化させるなどの意図に基づいてなされた処分であると認めることもできない。そうすると、本件各懲戒処分は、労組法第 7 条第 1 号及び同条第 3 号の不当労働行為に当たらない。

【参考】

初審救済申立日	令和 5 年 8 月 2 1 日（兵庫県労委令和 5 年（不）第 5 号）
初審命令交付日	令和 7 年 6 月 5 日（組合・X 2・会社）、同月 6 日（X 1）
再審査申立日	令和 7 年 6 月 1 8 日